

岸和田市廃食用油回収・再生利用プロジェクト 質疑回答

番号	質問事項	回答
1	委託禁止について、現在、当社から別会社に依頼し、廃食油回収、処理をしてもらい、その後有価で買い取っていますが、これは不可という認識でしょうか？ 同様に進めるためには、共同で申込をする必要があるのでしょうか？	本事業において廃食用油は一般廃棄物として定義しており、「委託の禁止」については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条14項の一般廃棄物処理業務の再委託禁止を規定したものです。その規定に抵触しない場合は問題ありません。 なお、収集運搬業務、再生利用業務を実施するにあたり、事業者が許可や指定を受けていない場合は、実施事業者へ再生利用業の指定制度を活用してもらうことを想定しています。 共同での申し込みについては、各事業者でご判断ください。 ただし、業務実績については提案者の実績のみとなりますのでご注意ください。
2	提案書のデータ（正・副）について、クラウドストレージURLは提案書内に記載しておけばよろしいでしょうか？	事業提案実施要領6.（1）に記載のメールアドレス宛にURLをお送りください。
3	共同提案者が、当社とは別の会社と同様に共同提案者として参加することは可能でしょうか？（当社とA社/A社とB社という2つの団体が共同提案することは可能か）	可能です。
4	弊社協力会社と「岸和田市廃食用油回収・再生利用プロジェクトに係る事業提案を募集します」に対して応募をしたく考えておりますが、この協力会社は当社以外の事業者とも共同提案することは可能なのでしょうか。	上記と同様です。
5	提案書作成要領に参考として記載のある地域ポイントとはどのようなもののでしょうか？ また、令和8年度から導入予定とありますが事業提案に必ず取り入れる必要があるのでしょうか？	地域ポイントとは、市民が健康増進やイベントへの参加など、社会課題の解決に資する行動に応じて市又は関係団体がポイントを付与し、地域内で循環・消費される仕組みとすることで持続可能なまちづくりと地域活性化を図るポイントです。ポイントについては、スマートフォンアプリでの付与を予定しており、市内の買い物等で利用可能となる想定です。 また、事業提案に取り入れることは必須ではなく参考として記載しております。